# 高教組速報

2013年度 第2号

2013年5月7日

長崎高教組 長崎市中川2丁目 2-5 TEL(095)827 - 5882

文責 馬場 隆

### ◇教育長交渉(5/2)◇

# 「(国のやり方に) 憤りを感じる」と言いながら国に準じた賃下げを提案

高教組は5月2日、今年度の春闘要求書(3/22 提出)についての教育長交渉をおこない(概要は後述)、その後、教育長から、7月から今年度末までの9ヶ月間の月例給と一時金等について、国家公務員に準じて賃下げを実施したいとする正式提案がありました(提案内容は速報1号で既報)。

高教組は、各学校から集約された賃下げ 反対の署名 1241 人分を教育長に手渡し、 地方に対して国が地方公務員の賃下げを強 制することについて、中村知事は「あって はならない」と言っていたにもかかわらず、 国の要請どおりの賃下げを提案したことに ついて、「到底受け入れられない」と厳しく 批判しました。

### 「国が(賃下げを)おしつけることは あってはならない」と言いつつ…

交渉の中で高教組は、国による賃下げの 強制についての教育長の認識を改めて問い ました。これに対して教育長は、「地方の ことは地方が決めるのであって、国がおし つけることはあってはならない」「我々とし ても憤りを感じる」と回答しました。しか し、「財源がない中で、賃下げしないこと で、必要な事業ができないことになると、 県民や議会の納得が得られない」と述べ、 賃下げ提案について釈明しました。

高教組は、地方公務員の労働基本権制約の代償措置とされる人事委員会勧告制度の原則に反して賃下げを提案することは、憲法違反になると指摘し、違憲性が問われる問題であることを認識しているかと教育長に質すと、「認識している」と回答し、人勧制度に反した賃下げが憲法違反とされる可能性を認めました。

## 高教組は「あってはならない」という認識に沿った対応をすべきと追及

高教組は、県は「国が地方に賃下げを強制することがあってはならない」「地方交付税を国の政策目標を達成するための手段として用いることは、断じて行うべきではない」という認識を繰り返し述べているのだから、財源がないからといって、国の要請どおりに賃下げを提案することにはならないはずだと主張し、提案の撤回と再検討を要求しました。

### ◇春闘要求についての交渉◇

# 「プラス1推進運動」について改めて指導することを確認新規採用増や教員採用試験の改善を検討していると回答

賃下げ提案に先立って行われた春闘交渉では、超勤縮減、雇用と年金の接続、教職員定数(正規職員の増員等)を重点項目として交渉を行いました。

### 「プラス1推進運動」のとりくみ 現状の不十分さを県教委も認める

超勤縮減については、県教委が学校現場 でのとりくみのメインと説明していた「プ ラス1推進運動」が、高教組の調査で、「何 の説明もない」と答えた分会が40分会中の 26 分会もあったことを示し、アンケート 等で教職員の意見を集約して「ボトムアッ プ型」でとりくむという確認に即して、県 教委から改めて指導することを求めまし た。これに対して教育長は「まだまだ徹底 されていない」「各学校で本気になってとり くんでもらわないと」と回答し、人事管理 監も「(高教組から)指摘があったので、4 月の校長会や事務長会で改めて指導した」 と回答しました。高教組が、改めて、1学 期中に各学校の状況を県教委として把握し て指導を徹底することを求めると、県教委 もそうすることを約束しました。

#### 高教組 再任用を定数外で扱うこと を重ねて要求

雇用と年金の接続の問題では、今年度末 退職者からの新しい制度についての提案と 交渉の見通しについて県教委は「まだ、具 体的にスケジュールが決められないが、な るべく早く案を提示したい」と回答しまし た。高教組は、その際に、従来から要求している、再任用を定数外で扱うことを重ねて要求しました。

## 教員採用試験での前年度1次試験合格者の1次試験免除も検討中と回答

教職員定数問題で高教組は、今年度の欠員補充が、昨年度と比べると、全職種で43人、講師で41人も増加していることを指摘し、「できるだけ減らす」という県教委の回答と矛盾すると追及しました。これに加配して県教委は「離島振興法改正による対して県教委は「離島振興法改正による対応を得なかった」と説明しました。高教組が、「それなら今年度の新規採用は増してきるはずだ」と質すと、増員する方で検討していることを明らかにしました。

また、今年度の教員採用試験に向けて、 前年度の試験で1次試験に合格した受験者 について、1次試験を免除することを検討 していることも明らかにしました。

#### スクールソーシャルワーカーの県立 学校での活用も「検討する」と回答

文書回答では、県立学校でスクールソーシャルワーカーを活用することを認めませんでしたが、「県で雇用しているスクールソーシャルワーカーを義務制でしか活用できないのは納得できない」と追及すると、教育長も定時制などでスクールソーシャルワーカーの活用が求められている実情を認め、「検討させてほしい」と回答しました

### 理不尽な賃下げを阻止するために あなたも高教組へ